

資料1 「地方公共団体が個々の事業者との間で個別に協議」

出典：「地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定に当たっての要点・留意等」国土交通省

独禁法上の留意点

- 協議会において事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、**独占禁止法の規定に抵触しないよう留意。**
- このため、事業者の個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について協議する場合には、地方公共団体が個々の事業者との間で個別に協議。

簡略図

資料2 路線バス等の運賃等に対する事業者への支援事例

東作成

| | |
|----------------|--|
| 愛知県東三河 8市町村 | <p>「夏休み小学生 50 円バス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの小学生向けに、路線バスとコミュニティバスの子ども運賃を1乗車50円にする。費用を事業者に補助。 ・子どもたちのバス利用のきっかけづくり、地域内移動支援などが目的。 ・特徴は、地域公共交通活性化協議会としての自治体連携の取組。 |
| 兵庫県丹波市 | <p>「路線バス通学定期券購入補助」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の高校生の通学定期の一定額以上を補助。 ・交通事業者に補助分を交付。 |
| 神戸市 | <p>「エコファミリー制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営地下鉄・バス等を利用する大人に同伴する小学生以下2人まで無料。制度開始時は休日のみだったが、24年10月からは平日にも拡大。 ・自家用車から公共交通機関への転換と交通渋滞緩和が目的。 |